

【論 説】

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について

山 田 茂

目 次

- 1 はじめに
- 2 年齢別住民数データの公表状況
 - 1) 公表状況の把握方法
 - 2) 全国データの公表状況
 - 3) 都道府県による公表状況
 - 4) 市および東京都の特別区による公表状況
 - 5) 町村による公表状況
- 3 むすびにかえて

1 はじめに

住民基本台帳・外国人登録原票¹⁾に基づく市区町村別の年齢別住民数は、これらの登録簿²⁾を管理している市区町村およびその所属都道府県によって冊子体の報告書（『〇〇市統計書』『〇〇市統計年鑑』『住民基本台帳による〇〇市の人口』など）に掲載される形で以前から公表されてきた³⁾。

他方、上記の年齢別住民数に関するデータをインターネット・サイト上でも公表する地方自治体が最近増えている。このような動きの背景には、各行政機関の情報処理体制の整備のほか、最新時点の年齢別人口データに対する行政機関内外の利用需要の高まりが作用しているのではないかと考えられる。インターネットが利用者によるデータの迅速な入手と加工のための提供手段として優れたものであることは言うまでもない。地域別年齢別人口に関するデータとしては、5年ごとの国勢調査の結果⁴⁾も利用できるが、できる

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）だけ新しい時点のデータ⁵⁾を求めるさまざまな利用需要には適合しない可能性がある。また、住民基本台帳および外国人登録原票⁶⁾に登録されている住民は、国勢調査が把握した実際の居住人口とは地域によってかなり不一致があるものの、地方自治体の行政施策⁷⁾の対象人口の中では中心的な部分である⁸⁾。

本稿では、このような状況の中で推進されている地域別年齢別住民数データのインターネットを利用した公表の状況およびその背後で作用している要因を、市区町村の住民を対象とする静態統計を中心に作成主体の属性（所在地域・人口規模など）・作成周期・対象人口の範囲・集計表の分類項目などに注目して考察する。

注

- 1) 1952年～1967年には住民登録制度が実施されていたが、1967年からは住民基本台帳制度が実施されている。登録外国人については1947年施行の外国人登録令および1952年施行の外国人登録法に基づく登録データが1948年分以降利用できる。
- 2) 一部の市町村では戸籍上の本籍をその市町村においている本籍人口を集計・公表しているが、年齢別に区分されている例は見当たらないので、本稿の考察では取り上げない。
- 3) いくつかの中規模以上の都市では、住民登録・住民基本台帳に基づく年齢別住民数データがかなり早い時期から統計年鑑などの冊子体の統計書に掲載されている（たとえば、東京都では少なくとも1952年分以降、東京都世田谷区では同じく1961年分以降、福岡市では同じく1973年分以降、兵庫県加古川市では同じく1975年分以降の掲載が確認できる）。東京都総務局統計部人口統計課（1952）世田谷区役所総務課（1961）福岡市総務局総務部統計課（1974）加古川市総務部総務課（1981）
- 4) 国勢調査の結果には、その市区町村に居住していながら住民登録を他の市町村から移していない人口を対象にした集計や居住している他の市区町村からその市区町村へ通勤または通学している人口を対象にした集計も含まれている。
- 5) 次節において述べるように、行政区別・校区別・公民館別・自治会別・町丁別などの小地域別のデータが提供されている。
- 6) 外国人の住民登録制度は、2009年7月15日に公布され3年以内に施行される「住

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

民基本台帳法の一部を改正する法律」により導入される予定である。総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室（2009）

- 7) 特定年齢層の住民を対象とする行政施策の次年度以降の事業規模・必要経費などの目安を事前に得るためには対象人口の迅速な把握が不可欠ではないかと考えられる。たとえば、東京都教育委員会（2009）は、次年度の就学予定者数（就学前の幼児数）推計の基礎として住民基本台帳人口を利用している。
- 8) 住民の側が受ける住民登録と結びついた公的サービスとしては、国民年金・国民健康保険への加入、児童手当の支給、選挙人名簿への登録、学齢簿への登録、印鑑登録などがある。国土地理協会（2009） また、金融機関からの融資の際の審査、保険金の請求、勤務先からの通勤費の受給などの際に住民票の写しの提出が必要な場合は多い。

2 年齢別住民数データの公表状況

1) 公表状況の把握方法

本稿において利用した年齢別住民数データは、主に市区町村および総務省自治行政局・都道府県が設けたインターネット・サイトから入手した。上記の各サイトの検索は、一般的な検索サイトが提供するキーワード検索を利用して2009年6月～10月に行った。また都道府県の統計主管課・市町村支援部門および市・区の統計主管課が設けている全部のサイトについても同期間にそれぞれ該当データの収録状況を点検した。

上記のサイト検索の際のキーワードとしては「住民基本台帳」「外国人登録」「人口」「年齢」「市」「区」「町」などを使用した。ただし、「住民基本台帳」「外国人登録原票」の集計結果に基づく年齢別人口のデータを収録する市・区のインターネット・ページの一部にはタイトルに「公簿人口」「住民記録による人口数」「人口集計表」などだけが用いられていて「住民基本台帳」「外国人登録原票」が出所としてページ内に掲げられていないものが相当数みられた。

サイト上に該当データを公表していない市区町村については、3大都市圏所在都市を中心に冊子体の報告書の掲載データ¹⁾も参照したが、本稿の考察

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）は特に断らない限り該当データをサイト上に公表している市区町村に限定したものである。

2) 全国データの公表状況

全国を対象地域とする住民数に関する静態統計資料および動態統計資料を、年齢別に区分されていないものを含めて表2-1に掲げた²⁾。各統計資料の作成方法をみておこう。

まず静態統計のうち国勢調査に基づくデータは、5年周期の10月1日現

表 2-1 中央省庁が公表している住民数関係統計資料

静態 動態	資料名	作成主体	対象人口	方法	周 期	基 準 日	年齢 区分	地域別 表章
静態	国勢調査報告	総務省 統計局	3か月以上居住予 定者	自計式 調査	5 年	10 月 1 日	各歳	市区 町村
	住民基本 台帳人口	総務省 自治行政局	日本人	報告	1 年	3 月 31 日	5歳 階級	市区 町村
	登録外国人 統計	法務省 入国管理局	登録外国 人	報告	1 年	12 月 31 日	5歳 階級	都道府 県・市 区 ¹⁾
動態	住民基本台帳 人口移動報告	総務省 統計局	転入届を 提出した 日本人	報告	月	—	項目 なし	市区 町村
	人口動態統計	厚生労働省 統計情報部	日本に在 住の日本 人	報告	月	—	各歳 ²⁾	都道府 県・18 大都市
	出入国 管理統計	法務省 入国管理局	出入国者	業務統計	月	—	公表 なし	なし
静態	推計人口	総務省 統計局	国勢調査 と同一	国勢調査の 結果を加減	月	毎月 1日	5歳 階級 ³⁾	都道 府県

- 1) 年齢別集計は都道府県別だけ。
- 2) 月間集計は5歳階級別。年間集計は各歳別。
- 3) 都道府県についての年齢別推計は10月1日分だけ。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）
在で実施された実地調査によって収集された調査票を総務省統計局が集計して、性別年齢別集計表を都道府県・市区町村別に冊子体の報告書³⁾およびインターネット・サイトに掲載して公表している。都道府県分・市区町村分とも集計表の年齢区分は各歳別である。

住民基本台帳に基づくデータは、総務省自治行政局およびその前身である自治省行政局が3月末現在の性別年齢別集計表を都道府県・市区町村別に1994年以降毎年冊子体の報告書³⁾に掲載して公表している（それ以前は男女別総数だけが公表されていた）。都道府県分・市区町村分とも集計表の年齢区分は5歳階級である。この集計表は、市区町村が都道府県経由で総務省自治行政局へ提出したデータを集計したものである。また、この年齢別集計表は2008年分以降総務省サイト内のページにも7月末頃から収録されている。住民基本台帳に記録されている人口は、日本国籍のものに限られている⁴⁾ので、上記のデータには外国人は含まれていない。

このような毎年3月末現在の年齢別静態データのほか前年度間の年齢別動態データも集計・公表されている。すなわち、都道府県別については前年4月1日から当年3月31日までの住民票記載数（転入・出生など）・住民票消除数（転出⁵⁾・死亡など）も冊子体の報告書と総務省サイト⁶⁾に収録されており、市区町村については同様のデータが冊子体の報告書だけに収録されている。

なお、総務省統計局が転入届に基づく市区町村からの報告を集計して毎月公表している住民基本台帳人口移動報告には年齢別データは含まれていない。

他方、法務省入国管理局は外国人登録者数の集計結果を公表している。これは、各市区町村からの報告に基づくもので、同局は都道府県別の年齢別5歳階級集計表などを、毎年12月末現在で作成して冊子体の報告書⁷⁾に掲載し、またインターネット・サイト⁸⁾でも公表している。3か月以上在留する（予定の）外国人は、居住市区町村への登録が義務付けられている。なお、上記の報告書およびサイトには市・区別の国籍別登録者総数も収録されているが、

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最新の公表状況について（山田）市・区別の年齢別集計表は収録されていない。

総務省統計局は、上記の各統計および人口動態統計・出入国管理統計の年齢別データを原資料として全国について毎月1日現在の5歳階級別の推計人口を算出・公表している。なお、都道府県別推計人口は10月1日現在分だけが公表されている。

3) 都道府県による公表状況

表2-2には、推計人口を除く個別都道府県域を対象とする年齢別住民数に関する静態統計のうち2009年10月現在サイト上に公表されているものを掲げた。

都道府県が開設したサイトに収録されている所属市区町村に関するデータは、総務省自治行政局サイト収録の毎年3月末現在の全国集計の当該地域分と同一の場合が多く、総務省自治行政局サイトの集計表収録ページへのリンクだけが設けられている場合もある。

他方、5都県のサイトが、自地域について総務省自治行政局が公表している集計表とはいくつかの点において異なる年齢別人口データを収録している。相違点は対象人口・作成周期・基準日および地域表章の区分などである。

表2-2 都道府県がサイト上で公表している年齢別住民数静態統計¹⁾

都道府県	方法	担当	サイト収録始期	周期	集計の基準日	外国人	地域 ²⁾ 表章	年齢区分	備考
埼玉	報告	統計課	1979年	年	1月1日	合算	町丁字	各歳	
千葉	報告	統計課	1989年	年	4月1日	合算 ³⁾	町丁字	各歳	
東京	報告	統計課	1995年 ⁴⁾	月・年	各月1日	除外	区市町村	各歳	月次は年齢別なし
奈良	報告	統計課	1990年	年	10月1日	合算	市町村	5歳階級	
高知	報告	統計課	2006年	月	毎月末	除外	市町村	3区分	住基ネット利用

1) 外国人登録・社会動態・自然動態に関するデータおよび推計人口を除く。

2) 政令指定都市については市域内の行政区別表章を含む。

3) 一部の市町についての集計では住民基本台帳人口だけ収録。

4) 区部・市部・町村部別の年齢3区分別人口は1957年分から収録。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）
これらのデータは、都道府県が市区町村から独自に収集した（総務省提出用以外の）データから作成されたと考えられる。

このうち埼玉県・千葉県・奈良県作成分の対象は住民基本台帳人口と外国人登録人口を合わせた総人口であり、東京都・高知県作成分は対象を住民基本台帳人口に限定したものである。

4都県が年周期のデータを公表しており、月次周期は高知県⁹⁾だけである。年周期の場合の基準日は、3月末現在の総務省作成分と同じ場合は千葉県だけであり、東京都と埼玉県が1月1日現在、奈良県が10月1日現在となっている。

各集計における地域別表章は3都県（東京都・高知県・奈良県）では市区町村別までであるが、埼玉県・千葉県では町丁字別まで表章している¹⁰⁾。年齢区分は各歳別が3都県（東京都・埼玉県・千葉県）、5歳階級が奈良県、3区分（15歳と65歳で区分）が高知県となっている。

このような住民数データを担当する都道府県庁内の部門は、総務省自治行政局へのデータの報告の場合は市区町村支援部門¹¹⁾であったが、表2-2の各資料の作成・公表はすべて統計主管部門である。

なお、栃木県・群馬県・山梨県・山口県・福岡県は総務省と同一の3月末時点分のほかに年齢別に区分されていない住民基本台帳人口の男女別総数だけを月次で公表している¹²⁾。

他方、外国人登録統計に基づく集計は少なくとも35都道府県が公表している。都道府県独自のデータ作成には、2000年4月以降都道府県が外国人登録関係の経由事務を担当しなくなった¹³⁾ため市区町村からデータを独自に収集する必要がある。そのため都道府県による公表データの大半は法務省による集計の再録によっていると考えられる。周期は年周期がほとんどであり、四半期周期（東京都）・月次（岐阜県）は少ない。一部の県の集計表には市区町村別表章は含まれていない¹⁴⁾。登録外国人に限定した年齢別集計を公表している都道府県は見当たらない。年周期集計の場合の基準日はほとんどが法務省と同一の12月末であるが、3月末にも集計している県（神奈川県）

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）もある。

また、最近の経済危機の影響を把握するために少数の県が臨時的集計を公表している。愛知県では2009年5月時点の集計を、滋賀県では同6月時点の集計を公表した。岐阜県による月次集計の開始も2009年度分からである。

この外国人登録集計の都道府県庁内の担当部門は、ほとんどが国際交流関係の部局である¹⁵⁾。なお、都道府県へ報告される市区町村による集計には法務省によるものと集計基準に相違があるので、両者の結果には若干相違が生じている¹⁶⁾。

上記の登録人口データのほかに、北海道・高知県を除く45の都府県の統計主管課が、直近の国勢調査によって把握された人口にその後発生した自然増減・社会増減を加えた推計人口を算出・公表している。このうち32都府県の推計は年齢別に区分されている。大部分の都府県は、全部または一部の市町村の人口については住民基本台帳だけでなく外国人登録によるデータも利用した推計を行っている（市町村から年齢別住民数に関するデータを収集していると考えられる）。年齢別集計は年次分についてだけ公表されている場合が大半であり、四半期分（茨城県・新潟県・福井県・岐阜県・愛知県・滋賀県・徳島県・佐賀県）および月次分（福島県・福岡県）まで公表している場合は少ない。年次集計の場合の基準日は、国勢調査の結果との動態データの接続が容易な10月1日が多い。なお、国勢調査の直近の結果およびその後提出された転出届・死亡届などの年齢別集計データを利用して推計を行っているので、「年齢不詳」として把握された住民や把握されていない可能性がある住民がいる場合には各歳別人口の推計結果に矛盾が生じている場合もある¹⁷⁾。

4) 市および東京都の特別区による公表状況

まず住民基本台帳・外国人登録原票に基づく年齢別人口データの全国の市・東京都の特別区（以下では「区」と表記）によるサイト上での公表の有無からみてみよう。ここでは、考察の範囲を両リストの登録住民数データだけに

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-3 年齢別住民数データの人口規模別サイト収録状況（単位：市・区）

人口規模 ¹⁾	一般の市・区								政令指定都市	総数
	～3万人	3～5万人	5～10万人	10～20万人	20～30万人	30～40万人	40～50万人	50万人～		
総市区数(A) ²⁾	61	194	267	158	42	30	21	15	18	806
収録市区数(B)	20	75	191	140	38	27	21	15	18	545
収録率(B/A)	33%	39%	72%	89%	90%	90%	100%	100%	100%	68%

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

2) 2007年12月～2009年10月において市・区総数806（市は783、東京の特別区は23）に変動はない。

限定し、両者に基づく年齢別推計人口データは除外する。

表 2-3 は、2009 年 10 月現在のサイト上の公表状況を市・区の人口規模別に示したものである。全国の約 810 の市・区のうち 550 に近い市・区が年齢別人口データをサイト上で公表している。必要経費などの負担力が一般に大きいと考えられる人口規模が大きい都市ほど公表している比率が高く、人口 10 万人～40 万人の都市では約 9 割が、人口 40 万人以上の都市では全数が公表している。学齢期などの特定年齢層における人口移動の程度が大都市ほど大きいことも作用しているであろう¹⁸⁾。

つぎにサイト上に収録されているデータが対象とする時期をみてみよう。大部分の市区における収録開始時には、その時点の最新データだけが収録され、長期間の遡及収録は行われず、順次新しいデータが追加収録されていったと考えられる。表 2-4 は、収録データの始期を市・区の属性別に示したものである。データの収録は一般に大規模な都市あるいは大都市圏所在の都市から始まっている。2000 年以前の時点からのデータを収録している比率が政令指定都市では約 3 分の 2 と最も高く、次いで政令指定都市以外の県庁所在都市の約 3 分の 1 となっている。この比率は東京都の区では 2 割弱と全体

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-4 年齢別住民数データの収録始期

（単位：市・区）

所在地域	一般の市・区						(再掲)			政令指定都市	総数
	3大都市圏外	3大都市圏内			県庁 ⁴⁾ 所在地	東京都市	東京都区				
		東京 ¹⁾ 圏	大阪 ²⁾ 圏	名古屋 ³⁾ 圏							
総市・区数 ⁵⁾ (A)	788	472	316	144	102	70	32	26	23	18	806
収録市・区数計 (B)	527	268	259	125	78	56	24	25	23	18	545
収録率 (B/A)	67%	57%	82%	87%	76%	80%	75%	96%	100%	100%	68%
始 期	～1995年	20	9	11	9	1	1	2	1	6	26
	1996年～2000年	47	22	25	13	8	4	7	4	5	52
	2001年～2003年	94	39	55	26	22	7	9	2	9	96
	2004年～2005年	114	51	63	29	21	13	3	11	5	116
	2006年～2007年	93	48	45	16	16	13	3	2	2	94
	2008年～2009年	50	24	26	14	3	9	1	5	1	0
最新分のみ収録	109	75	34	18	7	9	0	2	1	2	111

1) 東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。

2) 大阪圏は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県。

3) 名古屋圏は、愛知県・岐阜県・三重県。

4) 政令指定都市を除く。

5) 2007年12月～2009年10月において市・区総数806（市は783、東京の特別区は23）に変動はない。

とほぼ同じ水準であるが、東京都の市、3大都市圏内のその他の都市、3大都市圏外の都市では2割に達していない。2001年以降が始期である都市の比率の地域別傾向もほぼ同様である。データの収録始期は、必要経費などの負担能力の相違のほか大都市圏所在の都市や人口規模が大きい都市ほどインターネット・サイト自体の開設時期が早かったこととも関連していると考えられる¹⁹⁾。

このようなデータの収録開始時期に関する傾向を都市の人口規模の関連に限定して確認してみよう。表2-5は、年齢別住民数データの収録始期を市・区の人口規模別に示したものである。人口規模が大きい都市ほど早い時期のデータから収録しており、人口規模が小さい都市による収録始期が最も遅い。大半の市・区では過去の公表分も最新の結果が追加されても引き続き収録しているが、最新時点分のデータだけを公表（最新分収録時に過去分のデータ

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-5 年齢別住民数データの収録始期

（単位：市・区）

人口規模 ¹⁾ 始期	一般の市・区								政令 指定 都市	総数
	～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人	50 万人～		
総市・区数	61	194	267	158	42	30	21	15	18	806
収録市・区総数	20	75	191	140	38	27	21	15	18	545
～1995年	2	3	5	4	1	1	4	0	6	26
1996年～2000年	1	2	14	18	5	0	2	5	5	52
2001年～2003年	1	8	31	25	5	11	8	5	2	96
2004年～2005年	5	14	44	30	12	4	4	1	2	116
2006年～2007年	5	14	35	26	5	6	1	1	1	94
2008年～2009年	1	6	20	11	3	5	2	2	0	50
最新分のみ収録	5	28	42	26	7	0	0	1	2	111

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

を削除）している場合が約110市・区あり、人口10万人未満の小規模な都市に比較的多い²⁰⁾。

つぎに市・区によって公表されている年齢別住民数に関する集計表が対象とする人口の範囲をみてみよう。相違点は「外国人登録人口」を含むか否かという点である。表2-6は、「住民基本台帳人口のみの集計」、「住民基本台帳人口」・「外国人登録人口」の両方の集計または両者を合算した集計（総人口）などに分けて示したものである。このうち23市の集計表については、対象人口の範囲に関する情報がサイトから入手できなかった。

全体の約3分の2の市・区は「住民基本台帳人口のみの集計」だけを公表している。次いで「住民基本台帳人口」・「外国人登録人口」を合算した集計だけの場合が3分の1弱となっている。「住民基本台帳人口」・「外国人登録人口」それぞれの集計だけを公表している場合、両者とその合算（総人口）の3種類の集計を公表している場合および「住民基本台帳人口」と総人口の2種類の集計を公表している場合は少ない。「住民基本台帳人口のみの集計」だけを公表している比率は、3大都市圏以外に所在の市および東京都の市・区において約4分の3を占めているが、東京都以外の3大都市圏内所在の市

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）では低い²¹⁾。これに対して、「外国人登録人口」を合算した集計の公表は大阪圏・名古屋圏内所在の都市（大阪府・愛知県・岐阜県など）において半数前後と比率が高い。大阪圏・名古屋圏内所在の都市では「外国人登録人口」

表 2-6 年齢別住民数データの対象人口別の集計

(1) 人口規模別 (単位：市・区)

人口規模 ¹⁾	一般の市・区								政令指定都市	総数
	～3万人	3～5万人	5～10万人	10～20万人	20～30万人	30～40万人	40～50万人	50万人～		
対象人口別の集計 ²⁾ 収録市・区総数	20	75	191	140	38	27	21	15	18	545
「住基」のみ	16	51	115	88	25	15	15	15	8	350
「全人口」のみ	1	15	50	36	11	12	3	0	7	135
「住基」・「外登」・ 「全人口」の3種類	0	3	9	8	0	0	3	0	1	24
「住基」・「全人口」 の2種類	0	0	4	3	0	0	0	0	0	7
「住基」・「外登」 の2種類	0	0	3	2	1	0	0	0	2	6
不明	3	6	10	3	1	0	0	0	0	23

(2) 所在地域別 (単位：市・区)

所在地域	一般の市・区					(再掲)			政令指定都市	総数
	3大 ³⁾ 都市 圏外	3大都市圏内 ³⁾			県庁 ³⁾ 所在地	東京都 の市	東京都 の区			
		東京 ⁴⁾ 圏	大阪 ⁵⁾ 圏	名古屋 ⁶⁾ 屋						
対象人口別の集計 ²⁾ 収録市・区総数	268	259	125	78	56	24	25	23	18	545
「住基」のみ	199	143	90	34	17	18	20	23	8	350
「全人口」のみ	37	91	21	37	33	5	2	0	7	135
「住基」・「外登」・ 「全人口」の3種類	9	14	8	3	3	0	1	0	1	24
「住基」・「全人口」 の2種類	4	3	4	1	0	0	2	0	0	7
「住基」・「外登」 の2種類	0	4	0	2	2	0	0	0	2	6
不明	19	4	2	1	1	1	0	0	0	23

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

2) 「住基」は「住民基本台帳人口」, 「外登」は「外国人登録人口」の略記。「全人口」は両者の合計。 3) 政令指定都市を除く。 4) 東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。 5) 大阪圏は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県。

6) 名古屋圏は、愛知県・岐阜県・三重県。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）が総人口に占める比率が高いことが作用しているのであろう²²⁾。

このような年齢別住民数の集計表における年齢区分をはじめとする分類項目²³⁾の設定は作成主体である各市区町村の主な関心の方向を反映していると考えられる。表 2-7 は、公表されている集計表の年齢区分の種類を示したものである。年齢各歳別の集計表が約 7 割を占め、次いで 5 歳階級別の集計表が約 2 割となっている。両者以外の 3 区分（15 歳および 65 歳で区分）・

表 2-7 年齢別住民数データの年齢区分の種類

(1) 人口規模別 (単位：市・区)

人口規模 ¹⁾ 区分方式	一般の市・区								政令 指定 都市	総数
	～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人	50万 人～		
収録市・区数計	20	75	191	140	38	27	21	15	18	545
各歳	10	31	128	106	29	23	17	13	14	371
5 歳階級	5	30	41	27	8	3	3	1	4	122
10 歳階級	1	2	3	1	0	0	0	0	0	7
3 区分 ²⁾	2	6	13	4	0	0	0	1	0	26
65歳以上だけを別掲	0	3	4	0	0	0	0	0	0	7
その他 ³⁾	2	3	2	2	1	1	1	0	0	12

(2) 所在地域別 (単位：市・区)

所在地域 区分方式	一般の市・区					(再掲)			政令 指定 都市	総数
	3 大 都市 圏外	3 大都市圏内			県庁 ⁷⁾ 所在地	東京都 の市	東京都 の区			
		東京 ⁴⁾ 圏	大阪 ⁵⁾ 圏	名古屋 ⁶⁾ 屋						
収録市・区数計	268	259	125	78	56	24	25	23	18	545
各歳	164	193	104	52	37	14	23	22	14	371
5 歳階級	68	50	15	20	15	8	2	1	4	122
10 歳階級	5	2	0	1	1	0	0	0	0	7
3 区分 ²⁾	16	10	6	1	3	1	0	0	0	26
65歳以上だけを別掲	6	1	0	1	0	0	0	0	0	7
その他 ³⁾	9	3	0	3	0	1	0	0	0	12

1) 2009 年 3 月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

2) 15 歳と 65 歳で区分。

3) 6 歳以下だけ各歳別・他は 5 歳階級、60 歳以上だけ 5 歳階級別、65 歳以上だけ 5 歳階級別、75 歳以上別掲など。

4) 東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。

5) 大阪圏は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県。

6) 名古屋圏は、愛知県・岐阜県・三重県。 7) 政令指定都市を除く。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）10歳階級別などの集計表は少ない。5歳階級別を採用している総務省および一部の都道府県による集計表と比べて、市・区が公表している集計表では年齢区分が細かい場合が多いといえる。また、人口規模別にみると、大きい市・区ほど各歳別に区分されている場合の比率が高く、小さい市・区では5歳階級の比率が高い。区分数の相違により集計表のサイズは相当な差が生じるが、年齢区分の数による集計・公表の際の作業量の相違はそれほど大きなものとは考えられない。しかし、就学前の年齢層や高齢層などの特定の年齢層だけが細分されている一部の場合²⁴⁾についてはその年齢層への関心が相対的に強いことを反映しているのではないだろうか。

このような年齢別住民数データに対する各市・区における利用需要は地域住民の日常的な生活圏に相当する小さな地域に関するものほど高いと考えられる。表2-8は、公表されている集計表における市・区内の地域別表章の有無・区分の種類およびその数を示したものである。月次などの短周期で作成されている集計表では地域別表章がなく、年周期の集計表だけにおいて地域別表章が行われている場合も「あり」に含めた。地域別表章の区分に複数のもの（「地区別」²⁵⁾・「校区別」・「町丁別」²⁶⁾など）が採用されている場合は最も細分されている区分の数をカウントした。

「あり」（250市・区）が全体の半数近くを占めており、人口規模が大きい都市ほど小地域集計を提供している比率が高く、小規模な都市では市域全体についての集計だけの提供が多い。「あり」の中では「町丁別」集計（141市・区）が最も多い。これに「地区別」集計（75市・区）が次ぐ。集計の対象地域の範囲は「地区別」・「校区別」・「町丁別」の順に一般に狭くなっている。「地区別」・「校区別」などの複数の種類の市・区内の地域別集計を提供している市・区は約40にのぼる²⁷⁾。

区分数は「町丁別」集計表の場合が最も細分されている。地域別集計を提供している250市・区のうち「100～499」の区分の場合（約80）が最も多く、これに「50～99」（約40）が次ぐ。一般に人口規模が大きい都市ほど市域が広く、町丁数も多いので区分数が多くなっている²⁸⁾。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-8 年齢別住民数データの地域表章の方式と区分数

(1) 区分の種類 (単位：市・区)

区分	人口規模 ¹⁾	一般の市・区								政令 指定 都市	総数
		～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人	50万 人～		
総数		20	76	191	140	38	27	21	15	18	545
なし		17	58	116	72	11	11	5	5	0	295
あり (種類)	旧市・区	0	0	2	2	0	0	0	0	0	3
	大字	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	町丁	1	5	33	40	18	9	13	8	14	141
	地区	1	12	27	17	8	6	2	2	0	75
	公民館	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	校区	0	1	2	4	0	1	1	0	1	10
	行政区	1	0	6	1	0	0	0	0	3	11
	支所	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
	自治会	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4
小計		3	18	75	68	27	16	16	10	18	250

(2) 「あり」の場合の地域区分数別市区数

区分数	一般の市・区								政令 指定 都市	総数
	～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人	50万 人～		
2～4	0	1	3	3	0	0	0	0	0	7
5～9	1	7	16	6	1	0	1	0	0	32
10～19	1	3	9	5	3	1	0	1	2	25
20～29	0	1	6	11	2	2	0	0	1	23
30～49	0	0	8	3	1	3	0	1	0	16
50～99	0	4	17	21	3	0	2	0	0	47
100～499	1	2	15	17	15	9	9	5	3	76
500～999	0	0	0	1	2	0	3	3	5	14
1000以上	0	0	0	1	0	1	1	0	7	10
総数	3	18	74	68	27	16	16	10	18	250

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

さて、最新時点のデータの利用には、定期的な公表が短い周期で迅速に行われる必要がある。冊子体の統計書紙面の再録が多い年次集計の場合（後述）を除き、大半の市・区では集計結果が基準日から1か月以内にサイト上に公表されているので、最新時点のデータの利用のためには公表周期の長短が最

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-9 年齢別住民数データ集計の公表周期

（単位：市・区）

人口規模 ¹⁾	周期	一般の市・区							政令 指定 都市	総数	
		～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人			50万 人～
最新分 だけを 収録	月	1	10	25	16	3	0	0	1	2	58
	3か月	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
	半年	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	年	4	19	15	10	4	0	0	0	0	52
	小計	6	29	43	27	7	0	0	1	2	116
過去分 も収録	月	6	23	70	67	14	12	12	4	5	212
	3か月	0	1	5	9	8	4	4	4	3	38
	年3回	0	0	2	1	0	1	0	1	0	5
	半年	0	0	12	11	5	3	2	2	5	39
	年2回 ²⁾	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
	年	7	21	58	24	4	7	3	3	3	131
	中断	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	14	46	148	113	31	27	21	14	16	429	
収録市・区総数	20	75	191	140	38	27	21	15	18	545	

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

2) 半年周期を除く。12月末と3月末、8月末と3月末など。

も重要な条件である。そこで公表周期の内訳をみてみよう。表 2-9 は、公表周期を市・区の人口規模別に示したものである。最新分だけ公表している場合は、人口 30 万人未満の市・区ではかなり多いが、人口 30 万人以上の市・区ではごく少ない。また、月次・3 か月という短い周期のものは全体の半数以上を占めているが、人口 5 万人以下の都市では 3 分の 1 程度である。都市の規模別にみると、大都市では月次・3 か月周期は一般に半数以上を占めている。

都・県による年齢別データでは月次集計の高知県を除くすべてが年次集計であったのに対して、市・区による公表分では短周期集計が多い傾向が顕著である。

表 2-10 に公表周期を都市の所在地域別に示した。月次・3 か月という短い周期のものは東京はじめ 3 大都市圏内の都市では 6 割前後と高く、3 大都

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-10 年齢別住民数データ集計の公表周期

（単位：市・区）

所在地	一般の市・区						(再掲)			総数	
	3大都市圏外	3大都市圏内				県庁 ⁴⁾ 所在地	東京都の市	東京都の区			
		東京 ¹⁾ 圏	大阪 ²⁾ 圏	名古屋 ³⁾ 圏							
収録市・区数計	527	268	259	125	78	56	24	25	23	545	
最新分だけを収録	月	56	35	21	10	6	5	0	0	1	58
	3か月	4	3	1	0	1	0	0	0	0	4
	半年	2	2	0	0	0	0	0	2	0	2
	年	52	36	16	9	1	6	0	2	0	52
	小計	114	76	38	19	8	11	0	4	1	116
過去分も収録	月	207	106	101	49	34	18	13	10	10	212
	3か月	35	9	26	14	8	4	2	2	4	38
	年3回	5	0	5	2	1	2	0	0	2	5
	半年	34	18	16	4	8	4	4	0	0	39
	年2回	3	2	1	1	0	0	0	1	0	3
	年	128	57	71	35	19	17	5	8	6	131
	中断	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
小計	413	192	221	106	70	45	24	21	22	429	

1) 東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。

2) 大阪圏は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県。

3) 名古屋圏は、愛知県・岐阜県・三重県。 4) 政令指定都市を除く。

市圏外の都市では半数以下である。経費の負担力や人口移動の水準などに対応した措置とみられる。表 2-9 とほぼ同様の傾向が確認できる。

なお、公表周期の短縮化が、2000 年以降政令指定都市 5 市・一般の市 24 市、東京都の特別区 3 区において行われており、短周期データに対する利用需要に対応した措置と考えられる²⁹⁾。

また、年次周期の集計表のインターネット掲出ファイルの形態をみると、冊子体の年次統計書の紙面の再録（約 110）が全体の約 6 割を占め、インターネット掲出用の集計表ファイルを別に作成して公表している場合は約 4 割にすぎない。このような年次統計書紙面の再録は、小規模な市・区が多い。中規模以上の市・区の年次統計書には国勢調査結果および住民基本台帳に基づく年齢別集計表の両方が掲載されている場合が多いが、小規模な市・区の年

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田次統計書では国勢調査による年齢別集計表だけが掲載されていて住民基本台帳（および外国人登録原票）を集計した年齢別集計表が掲載されていない場合が少なくない。

さて、すべての市区町村は、総務省自治行政局提出用に3月31日現在の住民基本台帳によるデータを毎年集計している。したがって、3月31日以外を基準日とする集計を公表している市区町村は独自の追加的な作業を行っていることを意味する。また、1月1日以外を基準日とするデータを市区町村に報告を求めている埼玉県・東京都・神奈川県所在以外の市区町村のうちそれ以外の基準日についての集計結果を公表している場合も独自に追加的な作業を行っていることになる。

表2-11は、年次集計を公表している場合の基準日を示したものである（最新分だけを収録している場合も含め、月・四半期・半年などの年次より短い周期の集計も公表している場合は除いた）。このうち基準日が月末の場合は末日の転出届などの受付終了時点、月の初日の場合はその日の受付開始前の時点の意味するので、両者は実質的には同一時点とみなすことができる。「3月31日・4月1日」が全体の半数弱（182市・区のうち88市・区）を占めている。この方式の採用の理由は、総務省自治行政局が報告を求めている時点と同一であることのほか年度の期首・期末と一致している点などであろう。なお、3か月周期および半年周期の集計を公表している場合、基準日には年度の期末・期首にあたる3月31日または4月1日が必ず含まれている。

次いで第2位は「12月31日・1月1日」であり、全体の3分の1弱（47市・区）を占めている。「12月31日・1月1日」は、都県が市区町村に住民基本台帳人口の報告を（総務省への提出データの3月31日とは異なる1月1日を基準日として）求めている東京都・埼玉県所在の都市において多い。この基準日を採用している47市・区のうち東京都所在の市・区は16、埼玉県所在の市は9を占めている。この基準日の場合、満年齢による各歳別人口は同一年出生者に対応している。

第3位は総務省自治行政局への報告および所属都道府県への報告の基準日

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

表 2-11 年齢別住民数データの年次集計の基準日

(1) 人口規模別 (単位：市・区)

人口規模 ¹⁾ 基準日	一般の市・区								政令 指定 都市	総数
	～3 万人	3～5 万人	5～10 万人	10～20 万人	20～30 万人	30～40 万人	40～50 万人	50万 人～		
3月31日	5	15	20	1	2	1	0	1	1	46
4月1日	2	11	17	8	2	1	1	0	0	42
9月30日	1	2	6	2	0	2	0	0	1	14
10月1日	3	5	11	7	2	0	0	0	1	29
12月31日	0	1	4	7	0	0	1	0	0	13
1月1日	0	6	12	8	2	3	1	2	0	34
その他 ²⁾	0	1	3	0	0	0	0	0	0	4
市・区総数	11	41	73	33	8	7	3	3	3	182

(2) 所在地域別

所在地域 基準日	一般の市・区						(再掲)			総数
	3大都 市圏外	3大都市圏内			県庁 ⁴⁾ 所在地	東京都 の市	東京都 の区			
		東京 ¹⁾ 圏	大阪 ²⁾ 圏	名古屋 ³⁾ 圏						
3月31日	45	29	16	3	7	6	2	0	0	46
4月1日	42	23	19	8	0	11	1	0	0	42
9月30日	13	5	8	2	6	0	0	0	0	14
10月1日	28	16	12	3	5	4	1	0	0	29
12月31日	13	9	4	2	2	0	1	0	0	13
1月1日	34	7	27	26	0	1	0	10	6	34
その他 ²⁾	4	3	1	0	0	1	0	0	0	4
市・区総数	179	92	87	44	20	23	5	10	6	182

1) 2009年3月末現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2009）

2) 5月1日1市，6月30日1市，12月1日2市。

のいずれでもない「9月30日・10月1日」であり，全体の約4分の1（43市・区）を占めている。「9月30日・10月1日」時点のデータは，すでに述べたように10月1日現在の把握である国勢調査結果との接続が容易である。これら3種類以外の基準日についての集計は，きわめて少ない（4市）。

4) 町村による公表状況

町による年齢別住民数データの公表は約30例しか把握できなかった。3月末現在を基準日とする年次集計が大半である。過去の年次分の集計表や町

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）域内の小地域の集計表を提供している例は少ない。大半が住民基本台帳人口だけの集計であり、登録外国人人口を合算している場合も少ない。所在地域は、大都市または中規模都市の近郊が多い。総人口の規模としては2万人以上の町²⁹⁾が約半数を占めており、比較的大きな町が多いといえる。また、村による年齢別住民数データの公表は2例（千葉県印旛村・茨城県東海村）しか把握できなかった。

注

- 1) インターネット・サイトによる公表を行わず冊子体の報告書だけに住民基本台帳人口を掲載している場合が、2005年9月30日または10月1日を基準日とする集計だけで少なくとも14市把握できた。
- 2) 選挙人名簿の集計は全国分・個別自治体分とも男女別総数だけが公表されており、年齢別集計は公表されていない。総務省自治行政局（2008）
- 3) 自治省行政局（1968～1979）自治省行政局（1980～1993）自治省行政局（1994～1998）市町村自治研究会（1999～2001）国土地理協会（2002～2009）
- 4) 日本国籍のものでも戸籍法の適用を受けない者は含まれていない。
- 5) 転出者としてカウントする時点が、2006年4月以降旧居住地での転出届提出日から転出予定日へ改められた。京都市（2006）国土地理協会（2006）
- 6) 総務省自治行政局（2009）
- 7) 入管協会（2009）
- 8) 法務省（2009）
- 9) 高知県は2006年3月末分から公表している。
- 10) 千葉県が公表している集計表の場合、町丁別の世帯数が3世帯以下の場合には、秘匿措置が施されている。埼玉県が公表している集計表でも町丁別の世帯数が2世帯以下の場合などには、秘匿措置が施されている。一部の市区町村が公表している集計表でも世帯数が少ない町丁別の結果には秘匿措置が施されている（札幌市・仙台市・福島県郡山市・埼玉県川口市・千葉県千葉市・同市川市・同東金市・同香取市・同神崎町・神奈川県相模原市・新潟市・大阪府茨木市・岡山県岡山市・熊本県熊本市・大分県大分市など）。
- 11) 市町村課・市町村支援課・市町村振興課・自治振興課など。
- 12) このほか福島県では2005年9月分まで、岡山県では2008年2月分まで公表していた。
- 13) 法務省入国管理局（2004）

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

- 14) 青森県・鳥取県・愛媛県の集計では市町村別に表章されていない。岡山県の郡部についての集計では、町村別には表章されていない。
- 15) 長野県では人権・男女共同参画課が担当している。
- 16) 「(法務省の公表データと県が市町村から収集したデータとの)乖離の理由は、出国時の外国人登録証返還の情報が市町村へ1～2ヶ月遅れで通知されることなどが考えられます。」静岡県多文化共生室(2009)
- 17) 人口規模が小さい一部の市町村について推計された年齢別人口の実数が少数の年齢層においてマイナスとなるという現象が生じている。茨城県(2009)新潟県(2009)滋賀県(2009)鳥取県(2009)大分県(2009)宮崎県(2009)
- 18) 2007年就業構造基本調査によれば、1年前と同じ市町村内に住んでいる比率は20代では8割程度であるのに対して、40代以上では9割以上に達している。また、この比率は大都市所在都道府県では全国の水準よりも低くなっている。総務省統計局(2009)
- 19) 2002年2月時点において都道府県・政令指定都市・東京都の区によるサイトの開設は完了していたが、一般の市では約10%が、町村では約55%が未開設であった。山田(2002)参照。
- 20) 政令指定都市では、神戸市が最新月分だけを、堺市が最新月分と最新年分を公表している。
- 21) 森山(2009)によれば、地方自治体における住民基本台帳と外国人登録の管理業務は別の情報システムによって運用されている場合が多いとみられる。
- 22) 2008年12月末現在の登録外国人人口の総人口(同年10月1日現在)に対する比率が2%を越えている10都府県のうち8府県が大阪圏・名古屋圏に所在している。また、両大都市圏では中高年層の外国人の比率が高い。法務省入国管理局(2009)
- 23) 住民数に関する統計を年齢別に区分せず総数だけを公表している場合でも、男女別に区分していない場合は見当たらない。
- 24) 福岡県飯塚市の集計表では9歳以下だけを、山口県光市・同周南市の集計表では6歳以下だけを各歳に細分している。また、沖縄県那覇市では15歳・65歳での区分のほかに60歳以上だけを5歳階級に細分しており、秋田県にかほ市では65歳以上を2分している。
- 25) 市町村合併前の旧市町村別集計を含めた。
- 26) 「大字別」「字別」「町別」を含めた。
- 27) 7市(札幌市・愛知県岡崎市・大阪府豊中市・同八尾市・同寝屋川市・兵庫県明石市・岡山県倉敷市・宮崎県宮崎市)が地区別・校区別・町丁別などの3種類の集計表を提供している。
- 28) 札幌市の町丁別集計における5441が最も多い区分数である。

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

- 29) 愛知県は、年齢別推計人口の公表を2009年から前年までの年2回から年4回に増やす予定である。愛知県県民生活部統計課（2009）
- 30) 2009年3月末現在人口2万人以上の町の総数（199）は、町総数（994）の約2割にすぎない。

3 むすびにかえて

以上の考察により多数の市区町村が年齢別住民数に関するデータをサイト上で公表していることが把握できた。これらの市区町村が公表している年齢別住民数の集計は、都道府県によるものと比べて年齢区分が細かいものや短周期のものが多く、市・区内の小地域の集計結果を提供している場合が相当数にのぼることなどの特徴がみられる。都市の規模が大きいほど過去のデータや小地域別集計の収録が充実している傾向も認められる。また、登録外国人人口を集計に含めている都市は大阪圏・名古屋圏を中心に多い。

これらの点は、地域別年齢別住民数データ整備業務に対する各市・区による費用の負担力や主な利用需要に対応したものといえよう。

本稿の考察は、個別サイトの収録情報の検索が長期間にわたっているためデータ公表状況の期間内での変動が把握できていない可能性がある。

この点をはじめ本稿には不備な点が少なくないので、早い機会に網羅性の高い検索を再度行って考察を深めたい。

また、市区町村による年齢別推計人口¹⁾の公表状況および住民基本台帳人口の国勢調査結果との比較による精度の検討についても、次の機会に取り上げることにしたい。

注

- 1) 大都市の中心地域についての最近の年齢別推計人口における「年齢不詳」率は、推計の基礎である2005年国勢調査結果における「年齢不詳」率が高いために、高率の場合が少なくない。名古屋市中区では総人口の6.7%（2009年7月現在）、

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）

大阪市浪速区では同 4.9%（2008 年 10 月現在）に達している。名古屋市（2009）
大阪市（2009）

【参考文献】

下記のうちインターネット・サイト上の文書は 2009 年 9 月に確認した。また、個別自治体の年齢別人口データ収録ページのアドレスは、筆者の個人サイト（<http://home.t06.itscom.net/ecyamada/>）から各ページへリンクを設けているので下記では省略した。

東京都総務局統計部人口統計課（1952）『住民登録による東京都の世帯と人口』東京都総務局統計部

東京都世田谷区役所総務課（1961）『第 1 回 世田谷区統計書』東京都世田谷区役所総務課

自治省行政局（1968～1979）『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表』大蔵省印刷局

自治省行政局（1980～1993）『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表』国土地理協会

福岡市総務局総務部統計課（1974）『福岡市統計書 第 12 回（昭和 48 年版）』福岡市

加古川市総務部総務課（1981）『加古川市統計書 昭和 55 年版』加古川市

自治省行政局（1994～1998）『住民基本台帳人口要覧』国土地理協会

市町村自治研究会（1999～2001）『住民基本台帳人口要覧』国土地理協会

国土地理協会（2002～2009）『住民基本台帳人口要覧』国土地理協会

山田茂（2002）「地方自治体のホームページに収録された世論調査結果の概況」中央調査社『中央調査報』No.533 2002 年

法務省入国管理局（2004）『出入国管理 平成 16 年版』アイネット

京都市（2006）『京都市の住民基本台帳人口 平成 18 年版』京都市サイト（<http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/Population/Resident/Report/2006/intro.pdf>）

総務省自治行政局（2008）「平成 20 年 9 月 2 日現在選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/081225_11.pdf）

法務省入国管理局（2009）『21 年版 在留外国人統計』入管協会

総務省自治行政局市町村課（2009）「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 21 年 3 月 31 日現在）」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/17216.html）

総務省自治行政局（2009）「住民基本台帳とは」総務省サイト（<http://www.soumu>

地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について（山田）
go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/gaiyou.html)

法務省（2009）「登録外国人統計」独立行政法人 統計センターサイト（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001057947>）

東京都教育委員会（2009）「教育人口の推計」東京都教育委員会サイト（<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr090910t.htm>）

総務省自治行政局市町村課外国人住民制度企画室（2009）「外国人住民に係わる住民基本台帳制度について」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html）

新潟県（2009）「新潟県推計人口（平成21年4月1日現在）」新潟県サイト（http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/h20jinko01,0.pdf）

大分県（2009）「毎月流動人口調査報告 平成20年版」大分県サイト（<http://www.pref.oita.jp/10800/chosakekka/jinko/nenpo/h20/data/nenpo.pdf>）

宮崎県（2009）「宮崎県の推計人口と世帯数」宮崎県サイト（<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/honbu/toukei/jinko-setai/kako2.html>）

茨城県（2009）「茨城県の人口（茨城県常住人口調査結果報告書）」茨城県サイト（<http://www.pref.ibaraki.jp/tokei/betu/jinko/nenpou/jinko20/index.html>）

森山勉（2009）「外国人住民に係る台帳制度を検討」japan.internet.com サイト（<http://japan.internet.com/column/public/technology/20090617/5.html>）

総務省統計局（2009）『平成19年 就業構造基本調査』日本統計協会

静岡県多文化共生室（2009）「外国人登録国籍別市町村別人員調査（速報）」静岡県サイト（[https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download1030.nsf/41DB8863EFAE5435492575690038B882/\\$FILE/tohroku201231.pdf](https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download1030.nsf/41DB8863EFAE5435492575690038B882/$FILE/tohroku201231.pdf)）

名古屋市（2009）「名古屋市の人口（推計人口）」名古屋市サイト（<http://www.city.nagoya.jp/shisei/toukei/web/jinkou/>）

大阪市（2009）「10月1日現在 年齢別、推計人口」大阪市サイト（<http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/page/0000015211.html>）

愛知県県民生活部統計課（2009）「愛知県の人口（平成21年9月1日現在）」愛知県サイト（<http://www.pref.aichi.jp/0000027211.html>）

鳥取県（2009）「鳥取県年齢別推計人口（平成20年10月1日現在）」鳥取県サイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95653>）

滋賀県（2009）「滋賀県の人口と世帯数」滋賀県サイト（<http://www.pref.shiga.jp/data/population/renew/index.html>）